

ユニチカ跡地損害賠償請求事件（住民訴訟）の最高裁決定について

ユニチカ跡地損害賠償請求事件につきまして、本市は、控訴審である名古屋高等裁判所が下した判決を不服として、令和元年7月29日付けで最高裁判所に上告及び上告受理の申立てを行っておりました。

これに対して最高裁判所は、令和2年7月21日、本市の「上告を却下する」、「上告審として受理しない」との決定をし、同時に、ユニチカ株式会社並びに住民の上告及び上告受理申立てについても、「上告を棄却する」、「上告審として受理しない」との決定をしました。これにより、控訴審である名古屋高等裁判所の判決が確定することになります。

本市としましては、この判決に従い、ユニチカ株式会社に対し、当該判決が確定した日から60日以内の日を期限とした約21億円とその遅延損害金の支払を請求する手続に入ることとします。なお、支払が有り次第、用途を検討した上で速やかに予算上の措置を講じてまいります。

令和2年8月17日 豊橋市長 佐原 光 一